

# バイシクルフレンド会員規約

バイシクルフレンド会員（以下「会員」といいます。）とは、本規約をご承認のうえ、株式会社サイクルオリンピック（以下「当社」といいます。）並びにオリンピックグループ会社の各店舗自転車売場（フリー・パワーショップ含む。）にてバイシクルフレンドカードサービス（以下「本サービス」といいます。）への入会を申し込み、所定の手続きを完了されたお客様をいいます。

本サービスは新車購入時のみご加入いただけます。加入期間は3年間となります。本サービスは有効期限満了後、車体を所有している場合に限り、無料点検サービスと修理工賃・パーツ購入10%OFFのみ別途有料にて店舗で1年間更新していただくことができます。※以降は都度更新制  
ご希望の方は、車体とバイシクルフレンドカードを店舗にお持ち込みのうえ更新手続きをお願いいたします。（TSマークは毎年有料にて更新していただけます。）

## ①盗難補償

盗難補償は加入期間中1度のみの補償となります。

### ■一般車 3年補償

・補償金額はご購入金額（自転車本体税込価格のみ、防犯登録料・付属品等の金額を含みません）の  
イ.1年目 80% ロ.2年目～3年目 60%

同種同等の自転車をお買い替えされる場合のみ補償されます（円未満を四捨五入で1円単位とします）。

### ■電動アシスト 3年補償 ※メーカー電動アシスト盗難補償台帳に登録が完了されている事。

・補償金額はご購入金額（自転車本体税込価格のみ、防犯登録料・付属品等の金額を含みません）の  
ハ.3年間 100% 一般メーカー（メーカー盗難補償 + 差額分当社補償）

同種同等の自転車をお買い替えされる場合のみ補償されます（円未満を四捨五入で1円単位とします）。

※補償期間はご購入日（加入手続き終了時）より3年後の応答日（24時）までとなります。

（警察へのお届けが上記期日までに行われている場合が補償の対象となります。）

盗難事故にあわれた場合、10日以内に警察にお届けください。11日以降となりますと、当制度の補償をお受けいただけません。この際、届出日・届出警察署・盗難日・受理番号をお書きとめください。お買い替えの際必要となります。

事故発生日から30日以内に販売店にご連絡ください。【ご提出いただく書類】警察署発行の届出日・届出警察署・盗難日・受理番号を記載した書類。加入者証（当補償書）。盗難自転車のカギ（ダイヤル式の場合はカギ番号）。印鑑持参。

盗難補償が適用されない場合

①盗難発生後、10日以内に警察にお届けいただけなかった場合 ②乗り捨て、置忘れ等のご購入者の故意・重大な過失、ご購入者の親族・使用人等の加担した盗難 ③部品・付属品のみの盗難 ④地震・噴火・風水害・雪害などの天災・火災・爆発・放射能汚染の際ににおける盗難 ⑤窃盗または強盗のために生じた火災または爆発による損害 ⑥発生後30日以内に通知されなかった盗難※警察に届出しても、盗難から30日以内に販売店に通知されなかった場合 ⑦譲渡などにより所有者が変更した場合

⑧盗難時、自転車に施錠がされていなかった場合 ⑨防犯登録料、TSマーク料、その他付属品に係る費用 ⑩盗難に伴い生じた、き損、汚損 ⑪自治体等による強制撤去 ⑫盗難補償期間が過ぎている場合 ⑬サイクルオリンピック【バイシクルフレンド】加入者証の紛失

## ②TSマーク（赤色）

初年度のみの登録になります。

このTSマークは、自転車利用者が自転車安全整備店で自転車安全整備士による自転車の点検・整備を受けたときに貼付されるマークで、交通事故にあったときの被害者を救済する保険が付いています。

2年目以降はお客様に選択いただいた方法にて更新案内が届きますので販売店にて点検整備を受けたうえ、更新作業が必要となります。（TSマーク更新の際の点検整備に伴う部品代・修理工賃は別途必要になります。）※事故が起きました場合は別紙のTSマーク付帯保険加入書をご参照ください。

・TSマーク付帯保険は、点検・整備を行い安全な自転車であるという証として貼付されたTSマークに付帯される保険です。自転車搭乗者は特定しません。

### 補償内容

傷害補償 ●死亡●重度後遺障害(1~4級)一律100万円 ●入院15日以上 一律10万円

賠償責任補償 ●死亡●重度後遺障害(1~7級)限度額1億円

被害者見舞金 ●入院15日以上 一律10万円

### 補償の適用

【傷害補償】TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が国内の事故により、事故の日から180日以内に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1~4級)を被った場合及び入院15日以上の傷害を被った場合。

【賠償責任補償】TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1~7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合。

【被害者見舞金】TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が第三者に傷害を負わせ、その第三者が入院15日以上となった場合。（法律上の賠償責任を負う場合。）

### 支払いの対象

・賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。  
・搭乗中の人には、自転車の所有者である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。

・搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。

・事故は、道路上で起きたものに限られません。

・重度後遺傷害とは、自賠法に定められている後遺障害1級～14級のうち1～4級（傷害補償）または1～7級（賠償責任補償）をいいます。

・被害者見舞金10万円は、加害者から保険金を請求してください。そのうえで、保険会社から被害者に直接支払います。（加害者には支払いません。）

・暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払できないことがあります。

・賠償責任補償は、補償内容が同様の保険契約が他にある場合、補償が重複することができます。

・本保険には、TSマーク貼付自転車傷害保険普通保険約款及び特約が適用されます。

## ③防犯登録

自転車防犯登録とは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条に基づき、自転車の利用者に対し行うことが義務付けられている制度です。

防犯登録の警察登録期間や貼付ステッカーは各都道府県によって異なります。

自転車の譲渡などにより所有者が変更となった場合は、速やかに所有者の変更届（旧登録の抹消と、新しい番号での再登録）が必要となります。その際、本サービス会員資格は喪失となりますので予めご了承ください。（TSマーク付帯保険は自転車搭乗者は特定しませんので有効です。）

## ④無料点検

定期点検は基本点検費用のみ無料となります。（ハンドル・サドル・ブレーキ・ペダル・タイヤ・ライト・リフレクター・チェーンなどの機能点検。）※修理・交換が必要な場合は別途バーツ代及び修理工賃がかかります。また、混雑状況によりお時間をいたぐ場合がございます。

## ⑤バーツ・修理工賃10%割引き

会員カードの提示でお会計時に10%割引きさせていただきます。※電動自転車のバッテリー及び注文お取り寄せ部品は対象外とさせていただきます。※会員カード提示でご家族の方も割引きが受けられます。

## ⑥ロードサービス（1年間3回まで出張引き取り）

※法人契約の場合は本ロードサービスは対象外となります。

・本ロードサービスは修理・故障車を登録修理店舗へ移動するサービスとなります。  
・バイシクルフレンド加入日を含めて1年間有効のサービスとなります。

・本ロードサービスは契約車両のみを対象としたサービスです。

・1年間で3回までの引取りが無料です。（初年度のみのサービスとなります。）

・出張引取り場所から10km内を搬送区域とさせていただきます。（自宅可。）

・引取りサービスの為、その場での修理作業・見積もりは行いません。

・修理代金、部品代金は別途頂戴いたします。

・修理車登録店舗到着後、お見積り時及び修理完了後ご連絡させていただきます。

・パンク・鍵紛失等、走行不可能な場合のみ出張します。

・鍵トラブルに関しての出張引取りはサービス加入者本人の立会いが必要となります。

・修理車引取り時のお客様の同乗はできません。

・修理完了後の商品引取りはお客様ご自身でお持ち帰りいただけます。（有料配達は可能。）

・修理完了車のお渡し時は会員カードを提示していただき、公的証明書で確認させていただきます。

※本ロードサービスは1年間のみの契約となり、更新はできません。

## 加入条件・規約と本サービスの変更他

・本サービスは当社で新規自転車本体購入時のみ、ご加入いただけます。税込30万円以上の自転車は加入対象外です。

・当社は、お客様が入会に際し、必要な記載事項の記入を希望しない場合や本規約及び当社の定める個人情報の取扱いに同意できない場合は、入会をお断りすることができます。

・当社は、会員に事前に通知することなく、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更を行うことがあります。また本サービスを停止または終了することがあります。

・当社は、前項の変更、停止または終了により会員に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

## 禁止事項

・法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為。  
・不正の方法により本サービスを利用する行為、またはそのおそれがあると当社において判断した場合。

・第三者からの許可の有無を問わず、第三者からのカードを使用する行為及び第三者にカードを使用させる行為。

・公序良俗に反する行為。

・その他、当社が不適切と判断する行為。

## 会員資格の喪失

会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失するものとします。

・3年間の有効期限が切れている場合（3年後の応答日24時）。本サービスは3年間の有効期限満了後、店舗にて一部のサービスのみ別途有料にて1年間更新していただけます。（その後は1年毎の都度更新制となります。）また、本サービスの有効期限のお知らせや期限切れのご案内等はいたしません。（TSマーク更新のご案内はいたしません。）

・盗難補償を利用して新たな車体を購入した場合。（新たな車体については再加入ができません。）

・入会時に住所、氏名、生年月日等、虚偽の申告をした場合。

・本規約に違反し、当社が会員として不適格と判断したとき。

この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。